

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

学校給食費の取扱いについて

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。

令和5年度からの学校給食費の取扱いについて、下記のとおり予定しておりますので、お知らせいたします。

記

1 学校給食費について

児童生徒の学校給食費については、全員全額無償とする学校給食費の無償化を令和5年度から本格実施する予定です。なお、生活保護、就学援助受給者は令和4年度同様、引き続き全額無償化措置の対象とせず、それぞれの制度により学校給食費が支給されます。

なお、食材費である学校給食費について、近年の物価高騰状況下においても価格が据え置きされている主食・牛乳の単価が大幅に増額となる見込みであることから、給食献立の多様性や質の維持を図るため、一食あたり15円増の改定を行います。

2 学校給食費の改定内容について

(1) 改定額

区分	1食あたり単価 (値上げ額)
小学校及び義務教育学校の第1学年及び第2学年の児童	262円 (15円)
小学校及び義務教育学校の第3学年及び第4学年の児童	265円 (15円)
小学校及び義務教育学校の第5学年及び第6学年の児童	268円 (15円)
中学校の生徒並びに義務教育学校の第7学年、第8学年及び第9学年の生徒	335円 (15円)

(2) 改定時期

令和5年4月分から

3 その他

この取扱いは、令和5年3月の市会の議決により正式に決定されることとなります。